明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定（四）　二
〔告　示〕
○航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の効力発生に関する件（外務三九六）　三
○肥料を登録した件（農林水産九九一）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同九九二）　三
○肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同九九三）　七
○肥料の登録を失効した件（同九九四）　七
○肥料を仮登録した件（同九九五）　七
〔人事異動〕
財務省　農林水産省　林野庁　水産庁　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人統計センター、株式会社日本政策金融公庫入札、弁理士登録、平成二十年度地方職員共済組合決算の要旨、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、日本国及びサウジアラビア王国がそれぞれ相手国の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　業務開設の権利の相互付与（第二条関係）
3　業務開始のための手続及び条件（第三条関係）
4　指定航空企業等が享有する特権（第四条関係）
5　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇及び内国民待遇（第五条関係）
6　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除（第六条関係）
7　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し又はその行使の停止若しくは制限（第七条関係）
8　航空機、旅客等に対する出入国等に関する法令の適用（第八条関係）
9　両国の指定航空企業の協定業務の運営に関する機会均等の原則（第九条関係）
10　両国の指定航空企業の協定業務の運営に当たっての相手国の指定航空企業の利益の考慮（第一〇条関係）
11　指定航空企業が提供する輸送力を決定するに当たっての基本的原則（第一一条関係）
12　運賃決定に当たっての原則及び手続（第一二条関係）
13　指定航空企業による相手国内での支店設置等（第一三条関係）
14　各締約国の航空当局による自国の指定航空企業に関する情報及び統計の相手国の航空当局への提供（第一四条関係）
15　民間航空の保安のための措置（第一五条関係）
16　航空機の運航の安全を確保するための措置（第一六条関係）
17　協定実施に関する航空当局間の協議（第一七条関係）
18　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第一八条関係）
19　協定及び附属書の改正（第一九条関係）
20　航空運送に関する一般的な多数国間条約が発効した場合の協定の改正（第二〇条関係）
21　協定の終了（第二一条関係）
22　協定の登録（第二二条関係）
23　協定の発効要件（第二三条関係）
24　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線（附属書）

をそれぞれ具体的に定めている。